

最終更新日：2007年5月31日

株式会社 やすらぎ

代表取締役社長 須田 忠雄

問合せ先：管理本部 根岸 宏之

証券コード：8919

<http://www.yasuragi-reform.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報**1. 基本的な考え方****1. コーポレート・ガバナンスの状況**

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けております。取締役会は取締役9名で、迅速な経営判断ができるよう少人数で構成されております。取締役会は定例取締役会が毎月1回開催され、ここで会社の重要事項などの決定および事業活動の報告を行っております。また、経営戦略会議や営業会議を定期的で開催しており、事業の状況把握と情報の共有化を図っております。

監査役は計4名で、うち2名は常勤監査役として常時執務しており、取締役会、経営会議に常時出席している他、社内の重要会議にも積極的に参加しており、非常勤監査役2名も取締役会に毎回出席しております。また、監査役会は、監査役全員をもって構成し、法令、定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成しております。以上のとおり、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。監査役と当社との間に取引等の利害関係はありません。さらに、当社では会社におけるリスク発生を未然に防止するための内部統制システムとして社長直轄の内部監査室を2名で構成し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律、法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。他方、会計監査人からは、監査計画の概要および監査の実施状況について定期的に報告を受けることで、相互に情報交換や意見交換をすることが可能となり、これにより、有効かつ効果的な相互連携を図っております。

また、当社は急激に変化する経営環境の中、

- (1) 取締役会機能の充実と意思決定の迅速化
- (2) 業務執行体制の強化・迅速化と責任の明確化

を目的に経営機構を意思決定・監督と業務執行に分離し、コーポレート・ガバナンスの強化をはかるため、平成17年2月1日より執行役員制度を導入しております。

会計監査につきましては、清友監査法人と監査契約を締結し、会社法及び証券取引法に基づく監査を受けております。当事業年度における会計監査の体制は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人 継続監査年数
指定社員

業務執行社員 田口 邦宏 清友監査法人

後藤 員久

7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名 会計士補 1名 その他 1名

2. 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 202 百万円 (うち社外取締役 名 百万円)

監査役の年間報酬総額 20 百万円 (うち社外監査役7百万円)

3. 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 20 百万円

上記以外の業務に基づく報酬 3百万円

4. 取締役の員数

「当会社に取締役 10 名以内を置く」と定款にて定めております。

5. 取締役の選任決議の要件

「取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う」と定款にて定めております。

6. 社外取締役、社外監査役または会計監査人との間の責任限定契約

まず、取締役のうち2名を、専門的知識・経験等に基づき、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、社外取締役としております。また、社外取締役と当社間で、「社外取締役の責任限定契約」を締結しております。さらに、「取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする」と定款にて定めております。

次に、監査役のうち2名を、独立性を確保した社外監査役としております。また、社外監査役と当社間で、「社外監査役の責任限定契約」を締結しております。さらに、「監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする」と定款にて定めております。

そして、会計監査人と当社間で、「会計監査人の責任限定契約」を締結しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

20%以上 30%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
須田 忠雄	3,794,900	18.05
有限会社 ティーアール商事	3,618,300	17.21
ステート ストリートバンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人:株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1,641,300	7.81
須田 力	1,623,500	7.72
須田 竜合	1,594,000	7.58
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人:モルガン・スタンレー証券会社)	953,400	4.53
須田 正美	920,000	4.38
エイチエスピーシー バンク ビーエルシー クライアント ノンタックス トリーティ(常任代理人:香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	753,000	3.58
藤生 和枝	575,000	2.73
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウন্ツ イー アイエスジー(常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行 カストディ業務部)	412,725	1.96

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	1月
業種	不動産業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
木村 裕	弁護士										
カーティス フリーズ	他の会社の出身者										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
木村 裕		弁護士としての専門的な知識・経験等を会社経営に活かして戴く為であります。
カーティス フリーズ		投資会社の取締役として、今まで培ってきた投資業務の知識・経験等を、特に財務面で活かして戴く為であります。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

監査役の人数

4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会は定期的に会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役会は内部監査の監査報告等を聞き、定期的な連携を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
熊谷 聖一	他の会社の出身者									
土井 充	公認会計士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
熊谷 聖一		都銀出身者であり、コーポレートガバナンスやコンプライアンスに造詣が深く、大所高所から意見を戴いております。
土井 充		公認会計士であり、当社以外にも社外取締役や社外監査役を経験し、監査役業務には精通している為であります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

また、平成18年4月14日の定時株主総会において当社取締役1名にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

その他 = 顧問ならびに社外協力者に対し付与しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額は 202 百万円であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

常勤取締役、常勤監査役が緊密な連携を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行、指名、報酬決定等の機能は取締役会が行っており、監査・監督の機能は監査役会が行っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期日は1月20日の為、自ずと集中日には該当いたしません。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	月平均8～10社程度訪問し、社長自らによる説明会ないしスモール・ミーティングを実施しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年1～2回主幹事証券会社等のアテンドにより欧州やアジアを中心に開催しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	決算短信、有価証券報告書、プレスリリースを掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置		

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させます。
- (2) 業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」(委員:取締役・監査役・弁護士等)を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。
- (3) 法令・定款に反する行為を早期に発見し是正するための「内部通報制度」を設置しております。
- (4) 内部監査室の機能を更に充実させ、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款・規程に基づき遂行されているかの確認を行

い、その報告を代表取締役のみならず監査役会へも報告いたします。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報については、社内諸規程に基づき適切に保存・管理すると共に、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティー等に関わるリスクについては、それぞれの担当部署において規則・ガイドラインの制定・マニュアルの作成等を行なうものとし、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の監視を行なうと共に全社対応については総務部が行なうものとします。

また、新たに発生したリスクについては、取締役会において対応責任者となる取締役を速やかに選任いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回開催し、必要あるときは臨時取締役会を開催し、機動的かつ迅速な意思決定と情報把握を行なっております。
- (2) 取締役会は、每期、事業部門の業績目標と予算を設定し、月次で予算と実績の達成状況をレビューし、担当取締役に目標未達の要因分析とその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正します。
- (3) 月次の業績はITを積極的に活用したシステムを構築し、迅速かつ正確なデータとして取締役会に報告します。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務部が主管部署となり「関係会社管理規程」に基づき子会社への適切な経営管理を行なっております。

また、子会社に対し内部監査室による定期的な監査を実施すると共に、子会社監査役と連携し当社監査役の監査も実施してまいります。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会から職務補助のための補助者を求められた場合には、適切な補助者を任命いたします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の職務補助者の選任については監査役と協議の上、独立した補助者を選任します。

取締役は補助者の業務に関し不当な制約はいたしません。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役会に対し、法定の事項のみならず当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス状況、内部通報状況等を速やかに報告いたします。

9. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 監査役会は月1回以上開催しております。
- (2) 監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催しております。
- (3) 監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見交換を行う事で緊密な連携を図っております。
- (4) 監査役会は子会社監査役とも定期的に情報・意見交換を行う事で緊密な連携を図っております。

(5) 監査役は、取締役会・経営会議・営業会議・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人から説明を求めることとしております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当する事項はありません。